



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定(四八八・福祉政策課).....	1
耕地整理組合の臨時代理者の指定(四八九・農地整備課).....	1
道路区域の変更(四九〇～四九二・道路課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(四九三・道路課).....	3
開発行為に関する工事の完了(四九四・秋田地域振興局建設部).....	4

告 示

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	4
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(七一).....	5
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(七二).....	6
政治団体の解散の届出(七三).....	10
政治団体の収支に関する報告書(七四).....	12
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(七五).....	14
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(七六).....	14

秋田県告示第四百八十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年五月十七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ウイル訪問看護ステーション	医療法人 白鳳会 理事 長	大館市清水二丁目一番六十号	訪問看護	平成十七年二月一日
成寿苑指定訪問看護ステーション	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼六七十九番地	訪問看護	平成十七年四月一日

秋田県告示第四百八十九号
 土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、平成十七年五月十七日平鹿郡浅舞町越部合耕地整理組合の臨時代理者に平鹿郡平鹿町浅舞字五味川十九番地鈴木博吉を指定したので、同条第五項の

規定に基づき、告示する。
 平成十七年五月十七日

秋田県告示第四百九十号

秋田県知事 寺 田 典 城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年五月十七日から同月三十日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百九十二号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	河辺阿仁線			敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			河辺阿仁線	北秋田市阿仁中村字中村アサミ沢一五番八二から字曲り戸二九番三まで		六・〇〇～三八・〇〇	〇・九一五
			河辺阿仁線	〃		六・〇〇～三八・〇〇	〇・九一五

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年五月十七日から同月三十日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百九十三号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	長信田羽後長野停車場線			敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			長信田羽後長野停車場線	大仙市清水字金鏡七八五番二地先から五八〇番三地先まで		六・〇〇～二四・〇〇	〇・五九二
			長信田羽後長野停車場線	大仙市清水字金鏡七八五番二から五八〇番三地先まで		九・六〇～二四・〇〇	〇・五九二

- 二 供用開始の期日 平成十七年五月十七日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年五月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年三月三十日付け指令秋建 三 九三号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 潟上市天王字追分西二十四番地二十六
 アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡 部 久 志
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 潟上市天王字追分西四番一八、四番一九

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 応急修理車 一台
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 平成十七年九月三十日（金）
- (四) 納入場所
 秋田県鹿角地域振興局建設部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月十七日（火）から同月二十六日（木）までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月三日（金）午前十一時
 秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

- 六 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

- (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量

<p>政治団体の名称</p> <p>千田孝八後援会</p>	<p>代表者氏名</p> <p>柿崎 琢治</p>	<p>会計責任者氏名</p> <p>岩谷 寛</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>平鹿郡増田町増田字本町二十二番地</p>	<p>届出年月日</p> <p>平成十七年四月一日</p>
<p>政治団体の名称</p> <p>ささきひろし後援会</p>	<p>代表者氏名</p> <p>佐々木 正勝</p>	<p>会計責任者氏名</p> <p>三浦 利朗</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>由利郡金浦町金浦字堀切五十番地一</p>	<p>届出年月日</p> <p>平成十七年四月四日</p>

- その他の政治団体
- (一) 道路パトロールカー 二台
 - (二) 購入物品の様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。納入期限
 - (四) 平成十七年八月三十一日(水) 納入場所
 - (五) 県が指定する場所
 - (六) 入札に参加する者に必要な資格
 - (七) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (八) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (九) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (十) 契約条項を示す場所等
 - (十一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (十二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (十三) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (十四) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (十五) 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月十七日(火)から同月二十六日(木)までの期間、随時交付する。
 - (十六) 入札執行の日時及び場所
 - (十七) 平成十七年六月三日(金)午前十一時十五分
 - (十八) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (十九) 入札保証金
 - (二十) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
 - (二十一) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十七年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

躍動する由利本荘市を創る会	佐々木 秀綱	加賀 亮三	由利本荘市御門八十八番地	平成十七年四月四日
鴻上市の将来を考える会	伊藤 利通	藤原 憲一	鴻上市天王字鶴沼台十九番地	平成十七年四月十一日

秋選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十七年四月一日から同月三十日までとの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の

届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年五月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
日本共産党秋田県委員会	会計責任者 畠山 俊幸	東海林 秀明	平成十七年四月四日
自由民主党美郷町仙南支部	政治団体の名称 自由民主党美郷町仙南支部	自由民主党仙南支部	平成十七年四月五日
自由民主党秋田県土地改良支部	代表者 高橋 規男	小林 富義	"
	会計責任者 山田 俊一	柳原 端	
自由民主由利本荘市東由利支部	政治団体の名称 自由民主党由利本荘市東由利支部	自由民主党東由利町支部	平成十七年四月十一日
	主たる事務所の所在地 由利本荘市東由利代字山ノ下一番地	由利郡東由利町代字山ノ下一番地	
	代表者 鈴木 和夫	阿部 剛	
自由民主党秋田県自動車販売支部	代表者 三浦 廣巳	石黒 佐喜男	平成十七年四月十五日
自由民主党由利本荘市鳥海町支部	政治団体の名称 自由民主党由利本荘市鳥海町支部	自由民主党鳥海町支部	平成十七年四月二十日

代表者	全国社会保険推進連盟 秋田県支部	青松会	青雲会	親交会	金星会	加藤義孝浜漁会	加藤義孝椿後援会	加藤義孝後援会	飯ノ町地区加藤義孝後援会	四伸会	秋田市歯科医師政治連盟		田村一郎後援会	秋田県土地改良政治連盟		
佐藤恭一	会計責任者 本間正一郎	代表者 三浦喜代見	代表者 加藤敏雄	代表者 山下忠雄	代表者 近藤秋信	代表者 佐々木敏雄	代表者 斉藤和男	代表者 佐藤恭一	代表者 小山田定昭	政治団体の名称 四伸会	会計責任者 石田達郎	代表者 玉木修	会計責任者 佐藤和政	主たる事務所の 所在 大田市大沢郷宿字丸山二十八番地	代表者 山田俊一	代表者 高橋規男
千葉勇	小国健	大高庄四郎	菅原正	原田岩雄	近藤忠蔵	三浦直春	船木金一郎	千葉勇	小山田新太郎	二信会	柏木喜広	石田泰	田村義美	仙北郡西仙北町大沢郷宿字丸山二十八番地	柳原端	小林富義
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十七年四月十三日	〃	平成十七年四月六日		〃	平成十七年四月五日		

菊地きよし後援会	佐藤一誠後援会	佐藤勇後援会	石沢幸子後援会	佐々木松美後援会		伊藤陽悦後援会	会田一男を励ます会	殿村直也後援会	黒沢たつみ後援会		大秋会	大沢清治後援会	脇本富永加藤義孝後援会	百川加藤義孝後援会	北藤会	藤沢会
代 表 者	主たる事務所の所在地	代 表 者	会 計 責 任 者	会 計 責 任 者	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	会 計 責 任 者	会 計 責 任 者	代 表 者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代 表 者	代 表 者	代 表 者	会 計 責 任 者
奥山典勝	男鹿市船川港船川字化世沢百七十七番七号	山田利昭	石沢勝治	佐々木照子	佐々木照子	柿崎利兵衛	長山儀一郎	殿村直也	黒沢春美	黒沢亀雄	北秋田郡比内町扇田字上扇田八十一番地一	北秋田郡比内町扇田字上扇田八十一番地一	吉田博範	佐藤庄栄	石川守	近藤秋信
伊藤四郎左工門	男鹿市船川港船川字泉台六十七番二十号	佐藤恒雄	木村悦男	佐々木昭三	佐藤亮悦	阿部健三	小林彦松	殿村佳男	黒沢龍己	黒沢龍己	北秋田郡比内町扇田字上扇田九十四番地	北秋田郡比内町扇田字上扇田九十四番地	吉田政雄	武藤喜代助	高野伸悦	佐藤健治
平成十七年四月二十五日	〃	平成十七年四月二十一日	平成十七年四月二十日	〃	〃	〃	平成十七年四月十九日	〃	平成十七年四月十八日	〃	〃	平成十七年四月十五日	〃	〃	〃	平成十七年四月十三日

樽沢親交会	青松会	青雲会	親交会	五藤会	小浜藤浜会	金星会	北浦婦人後援会	加茂青砂共進会	金川台後援会	加藤義孝脇本婦人ノ会	加藤義孝浜漁会	加藤義孝椿後援会	加藤義孝台島後援会	加藤義孝後援会	女川加藤義孝後援会	男鹿中婦人後援会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月三十一日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十七年四月十三日

笹井ひろふみ秋田県後援会	大島慶久後援会	脇本富永加藤義孝後援会	脇本中央第一加藤義孝後援会	漁友会	門前加藤義孝後援会	百川加藤義孝後援会	増川義友会	本郷加藤義孝後援会	堀井麻知子後援会	北藤会	船越婦人後援会	船川本町加藤義孝後援会	藤友会	藤沢会	羽立羽義会	調和会
"	平成十七年三月三十一日	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月三十一日	平成十七年三月二十日	"	"	"	"	"	"	平成十六年十二月三十一日
"	平成十七年四月十四日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十七年四月十三日

松下久雄後援会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年四月十四日
阿部節雄後援会	平成十七年四月一日	平成十七年四月二十一日
佐藤正後援会	平成十六年一月一日	"
斉藤幸巳後援会	平成十七年三月二十五日	平成十七年四月二十五日
小野健一後援会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年四月二十八日

秋選管出告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その取組を公表する。

平成十七年五月十七日

秋田県選挙権選挙区事務センター 田 中 典 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 今野正彬後援会

報告年月日 平成17年4月6日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 7,080円

前年からの繰越額 7,080円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 長政会

報告年月日 平成17年4月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 106円

前年からの繰越額 106円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 ふじしほ長谷工門後援会

報告年月日 平成17年4月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 2,099円

前年からの繰越額 2,099円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 松下久雄後援会

報告年月日 平成17年4月14日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 18,000円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 18,000円

(イ) 支出総額 18,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 18,000円

合 計 18人

(イ) 支出の内訳 18,000円

政治活動費 18,000円

組織活動費 18,000円

合 計 18,000円

政治団体の名称 阿部節雄後援会

報告年月日 平成17年4月21日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 391,184円

前年からの繰越額 391,182円

本年の収入額 2円

(イ) 支出総額 2円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入 2円

合 計 2円

合 計 2円

政治団体の名称 小野健一後援会
 報告年月日 平成17年4月28日
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 112,100円
 前年からの繰越額 112,100円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 0円

2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
菅野芳男後援会	平成17年4月4日
今野義親後援会	平成17年4月5日
石井成後援会	平成17年4月11日
新しい男鹿を拓く会	平成17年4月13日
飯ノ町地区加藤義孝後援会	"
五里合婦人後援会	"
うなばら会	"
浦田加藤義孝後援会	"
男鹿中婦人後援会	"
女川加藤義孝後援会	"
加藤義孝後援会	"
加藤義孝台島後援会	"

加藤義孝椿後援会	平成17年4月13日
加藤義孝浜魚会	"
加藤義孝脇本婦人ノ会	"
金川台後援会	"
加茂青砂共進会	"
北浦婦人後援会	"
金星会	"
小浜藤浜会	"
五藤会	"
親交会	"
青雲会	"
青松会	"
樽沢親交会	"
調和会	"
羽立羽義会	"
藤沢会	"
藤友会	"

船川本町加藤義孝後援会	平成17年4月13日
船越婦人後援会	"
北藤会	"
堀井麻知子後援会	"
本郷加藤義孝後援会	"
増川義友会	"
百川加藤義孝後援会	"
門前加藤義孝後援会	"
漁友会	"

脇本中央第一加藤義孝後援会	平成17年4月13日
脇本富永加藤義孝後援会	"
大島慶久後援会	平成17年4月14日
笹井ひろふみ秋田県後援会	"
佐藤正後援会	平成17年4月21日
齊藤幸巳後援会	平成17年4月25日

秋選管告示第七十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年五月十七日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資 金 管 理 団 体 の 届 出 事 項 の 異 動 の 届 出 を し た 者 の 氏 名	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	内 容		届 出 年 月 日
				新	旧	
吉 田 直 儀	男 鹿 市 議 会 議 員 （ 候 補 者 に な る つ と す る 者 ）	男 鹿 市 吉 田 直 儀 後 援 会	公 職 の 種 類 資 金 管 理 団 体 の 名 称	男 鹿 市 議 会 議 員 （ 候 補 者 に な る つ と す る 者 ）	若 美 町 長 （ 候 補 者 に な る つ と す る 者 ）	平 成 十 七 年 四 月 四 日

秋選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

小 野 健 一	藤 嶋 長 右 工 門	資 金 管 理 団 体 の 取 消 の 届 出 を し た 者 の 氏 名	
男 鹿 市 議 会 議 員 (候 補 者 に な る と す る 者)		公 職 の 種 類	
小 野 健 一 後 援 会		名	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体
男 鹿 市 船 川 港 双 六 字 館 山 六 十 二 番 地 一		称	
男 鹿 市 船 川 港 双 六 字 館 山 六 十 二 番 地 一		主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
小 野 健 一	藤 嶋 長 右 工 門	代 表 者 氏 名	
平 成 十 七 年 四 月 二 十 八 日	平 成 十 七 年 四 月 八 日	届 出 年 月 日	

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄